

第1 市 民 生 活

- 1 戸 籍 ・ 住 民 登 録
- 2 住 居 表 示
- 3 生 活 安 全
- 4 消 費 生 活
- 5 計 量
- 6 国 保 ・ 年 金
- 7 墓 地 、 斎 苑

1 戸籍・住民登録

(1) 概要

昭和58年度から3カ年計画で進めてきた支所統廃合事業は、28支所中25支所を6事務所に統合、残る3支所を本庁に編入し、計画どおり昭和60年度末をもって完了した。

これにより、昭和61年4月から本庁と6事務所を結んだ住民情報オンラインシステムと本庁を含む6事務所が相互に送受信が可能なファクシミリシステムを導入し、所管区域内に縛られることなく、どこでも、どの窓口でも証明書等の交付並びに届出ができるよう窓口業務の効率化、スピード化を推進し利便性を図っている。

なお、平成18年1月の柳津町との合併により設置した柳津地域振興事務所を地域自治区設置期限の平成28年3月末に廃止し、これに替わり、今後の都市内分権を見据えた地域事務所のモデルとして新たに設置した「柳津地域事務所」を加え、平成28年4月より7事務所体制となっている。

(ア) 近年の情報化社会と行政事務に対応するため、住民基本台帳事務については昭和48年度から、戸籍事務については平成11年度からコンピュータによる管理システムを導入した。

平成24年5月7日からは、岐阜市情報システム最適化基本計画に基づき住民情報系システムの再構築を行い、総合行政情報システム（住民記録等）と戸籍情報システムを更新した。

(イ) 窓口取扱時間内に各種証明書の交付を受けることが困難な住民のために、土曜日、日曜日、祝日及び平日の時間外においても証明書発行ができる住民票等自動交付機を、平成8年12月から平成21年10月までに本庁舎や北部事務所など計8ヶ所に設置した。

平成28年1月、マイナンバーカードの交付開始に伴い、このカードの独自利用として、条例、システム等を整備し、平成28年4月からコンビニエンスストアで各種証明を受け取ることができる「コンビニ交付」のサービスを開始した。これ

に伴い、自動交付機の運用は、平成30年9月30日をもって廃止した。

令和元年12月23日、マイナンバーカードやぎふ市民カード（印鑑登録証）を利用して、申請書を記入することなく、画面操作で住民票の写しや印鑑登録証明書の交付申請ができる証明書申請受付システム「まどぐち君」を設置した。

令和3年5月6日、新庁舎への移行に合わせて、市民課では、9種類の税務証明書の発行及び、休日における各種証明書の発行を新たに開始した。

(ウ) 生活圏、経済圏の広域化に伴い、新たな住民ニーズに対応した行政サービスの一環として平成10年4月から岐阜市または笠松町に居住する住民に対してファクシミリを利用した住民票等諸証明の相互発行を実施し、さらに平成12年7月から43市町村に拡大した後、市町村合併により21市町との間でサービスを行っている。

(エ) 住民基本台帳の全国ネットワークシステムが平成14年8月から一部稼働し、平成15年8月からは、住民基本台帳カードの交付、住民票の写しの広域交付及び転出転入の特例事務を新たに開始した。また、平成16年1月から住民基本台帳カードを利用した公的個人認証サービスが開始され、インターネット等による手続等の本人確認手段である電子証明書を交付するサービスを行った。

このサービスは、平成28年1月マイナンバーカードの交付開始に伴い、マイナンバーカードへと移行している。

(オ) 県が行っている旅券事務の権限の一部が移譲されたことにより、平成23年10月3日から一般旅券（パスポート）の発給事務を開始した。

(カ) 住民基本台帳法の改正により、平成24年7月9日から中長期在留者等の外国人住民にも、日本人と同様に住民票が作成されることになった。

(キ) 平成25年9月2日から、住民票の写し等の不正請求や、個人の権利侵害の防止を図るため、住民票の写しや戸籍謄本などを第三者等に交付した場合、事前に登録した市民に対し、交付した事実を本人に通知する本人通知制度を開始した。

(2) 各種事務登録数

(各年3月31日現在)

区 分		平成31年	令和2年	令和3年
戸 籍	本 籍 数	169,099	168,972	168,673
	本 籍 人 口	406,679	404,831	402,777
住 民 登 録	世 帯 数	179,872	181,716	183,288
	人 口	408,970	408,109	406,407
(外国人)	世 帯 数	(5,489)	(5,913)	(5,696)
	人 口	(9,295)	(9,772)	(9,490)
印 鑑 登 録 数		264,651	264,373	264,661

※平成25年分から、住民登録に外国人を含む

(3) 各種事務取扱件数 (令和2年度)

区 分	件 数	区 分	件 数
戸籍関係受付	17,893	謄抄本・写し交付	322,674 (3,985)
住民登録関係受付	105,179	簿書閲覧	16,922
印鑑登録関係受付	14,593	年金現況証明	4
中長期在留者居住地届出等事務関係受付	3,491	税関係証明	48,915 (425)
埋火葬許可	4,656	相互発行岐阜市受付	6,857
各種証明書交付	136,597 (392)	相互発行他市町受付分(計)	(4,875)
マイナンバーカード交付	55,204		

※()は相互発行にて他市町で受付した岐阜市分

(4) 事務所

名 称	所 在 地	開 所 年 月 日
西部事務所	岐阜市下鶴飼1丁目88番地3	昭和59年 4月 2日
東部事務所	岐阜市芥見4丁目64番地	昭和60年 1月 4日
北部事務所	岐阜市福光東2丁目6番13号	昭和60年 4月 1日
南部東事務所	岐阜市加納城南通1丁目20番地	昭和60年 4月 1日
南部西事務所	岐阜市市橋2丁目8番18号	昭和61年 1月 4日
日光事務所	岐阜市日光町9丁目1番地3	昭和61年 3月24日
柳津地域事務所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地	平成18年 1月 1日(合併による) 「柳津地域振興事務所」と称する 平成28年4月1日(合併特例の終焉) 「柳津地域事務所」と称する

(5) 人口動態 (令和2年度)

(単位:人)

区分	社 会 動 態								
	社会増加数	転 入				転 出			
		県外	県内	その他	計	県外	県内	その他	計
合計	338	8,053	5,704	404	14,161	8,048	5,025	750	13,823

(単位:人)

(単位:件)

区分	自 然 動 態			そ の 他	住民登録人口 差引増減	婚 姻 ・ 離 婚 ・ 届 出 事 件 数			
	自然増加数	出 生	死 亡			本籍人届出		非本籍人 届 出	合 計
						受 理	送 付		
合計	△1,735	2,732	4,467	△208	△1,605	1,332	2,093	378	3,803
						565	331	69	965

※外国人を含む

※上段は婚姻、下段は離婚

2 住居表示

(1) 概 要

住居表示とは、町名、街区符号および住居番号により、住所を分かりやすく表示する事業である。本市には、現在2,200の町・字があり、市民の理解と協力のもと、昭和48年度より随時住居表示を

実施してきている。市街地の部分だけでなく、新興住宅地や、団地についても整備を進めている。当初の事業計画は次のとおり。

住居表示を実施すべき区域	67.505km ²
人口	325,674人
世帯	90,856世帯

(2) 実施状況

地区名	実施年月日	面積(km ²)	人口	世帯	新町数
芥見・北山	昭49. 3. 1	0.285	1,345	387	3
長良福光	49. 7. 10	1.180	6,600	1,850	11
長森北一色	50. 6. 10	1.700	6,300	1,750	10
三田洞団地	51. 3. 1	1.080	5,033	1,525	5
長森本町	52. 1. 1	0.388	2,320	700	2
長森前一色	52. 1. 1	0.586	1,150	350	4
岩崎	52. 11. 10	1.260	1,700	523	3
三里	53. 3. 1	1.740	6,760	2,048	18
三里(宇佐)	53. 9. 1	1.010	2,625	902	9
長森野一色	54. 3. 1	1.160	6,000	2,200	8
長森北(東部)	56. 3. 2	1.795	4,190	1,580	13
芥見南山・大洞	58. 3. 1	3.590	4,298	1,194	12
長森蔵前・高田	59. 3. 1	1.530	4,645	1,161	13
長森芋島・東中島・手力	59. 11. 1	0.900	2,984	746	9
長森切通	60. 7. 1	0.870	3,057	923	8
上土居	61. 2. 1	0.430	555	200	4
則武(西)	62. 3. 2	0.420	699	233	2
長森細畑	63. 10. 1	0.560	1,849	793	6
則武(中)	平元. 3. 1	0.530	2,682	1,049	4
諏訪山	2. 2. 1	1.680	2,911	900	5
市橋(中)	3. 2. 20	1.380	4,665	1,520	14
市橋(西)	4. 2. 20	1.670	2,532	844	7
日野(南)	4. 10. 1	1.550	1,329	443	9
市橋(南)	5. 3. 1	1.530	4,080	1,360	11
島	6. 2. 28	3.310	11,131	3,786	52
日野(東)	7. 3. 6	1.430	4,815	1,605	8
日野(北)	8. 2. 13	1.480	1,506	502	7
日野(西)	8. 11. 18	0.510	660	220	4
市橋北	10. 2. 9	0.900	6,573	2,191	7
岩田坂	11. 2. 8	1.120	2,541	847	4
天池	12. 2. 28	0.210	1,191	397	2
正木北	13. 2. 19	0.150	546	182	2
藍川西	14. 2. 25	0.560	2,949	983	5
藍川南	14. 12. 2	0.320	2,718	906	3
華陽東	16. 2. 16	0.260	3,957	1,319	4
藍川東	17. 5. 16	1.230	2,714	1,224	8
鏡島南	18. 2. 20	0.880	4,254	2,028	8
正木中	18. 12. 11	0.270	561	471	4
鷺山東	19. 12. 10	0.190	2,064	688	2
鏡島西	21. 2. 2	0.310	2,451	938	3
正木西部	22. 12. 6	0.202	643	240	3
鷺山・下土居	24. 2. 6	0.380	949	364	4
則武新田	26. 2. 17	0.405	2,059	773	4
鏡島中	27. 2. 2	0.273	2,261	782	2
鷺山南	31. 2. 4	0.070	750	380	-
合計		43.284	137,602	46,007	326

(3) 住居表示の実施と地番整理

住居表示実施の際、複数の町・字の一部から新町を新設する場合など、地番の重複が生じる可能性がある。本市ではこのような事態を避けるために、法務局の協力を得て、地番の整理をしている。

(4) 住民の協力

住居表示整備事業は、住民の理解、協力が不可欠で、自治会組織を通じて説明会を開催し、パンフレットを配布するなど周知徹底し、住居表示審議会での諮問・答申、市議会の議決を経て実施している。

3 生活安全

(1) 防 犯

ア 概 要

平成11年4月1日施行の「岐阜市くらしの安全条例」に基づき、みんなが安心して暮らすことができる安全なまちづくりを推進するため、「岐阜市くらしの安全推進協議会」を設置し、安全なまちづくりを推進するための施策等に関し協議を行っている。また、平成24年4月1日施行の「岐阜市暴力団排除条例」に基づき、「岐阜市暴力団追放推進協議会」を設置し、暴力団排除の施策等について協議を行うほか、防犯カメラ設置等暴力団排除のための各種事業を実施している。さらには、市民、事業者、市の相互の役割分担と協力により、広報・啓発事業、安全教育事業などを実施している。

イ 事 業 内 容

(ア) 岐阜市くらしの安全推進協議会

各種市民団体の活動と連携を図るとともに市民、事業者の意見を市施策に反映し、広く協議する場として、市民団体、学識経験者、関係行政機関等14人の委員で構成し、安全なまちづくりを推進するための施策等を協議している。

(イ) 岐阜市暴力団追放推進協議会

17人の委員で構成し、暴力団の排除を推進するための施策等を協議している。

(ウ) 広報・啓発事業

啓発用パンフレットの作成や、岐阜市役所ホームページでの安全情報の提供などを実施している。

(エ) みんなでつくる“ホッとタウン”プロジェクト

『地域の安全は地域の手で守る』意識の高まりにより、市民と行政の協働により安全なまちづくりを進める必要性が生じてきた。そのため、防犯灯、防犯カメラの設置補助や危険箇所・バリアフリー化すべき箇所の点検整備、青色回転灯や防犯活動に使用するユニフォーム等の支

給、暴力団排除活動の支援、防犯ボランティアリーダーの育成など7種類の事業を実施している。

(2) 交 通 安 全

ア 概 要

岐阜市における令和2年の交通事故の状況は人身事故件数842件、死者数6人、負傷者数1,027人で、令和元年と比較すると死者数1人減、人身事故件数343件減、負傷者数448人減となった。

最近の交通事故では、高齢者や自転車・歩行者等の交通弱者が被害に遭うケースが多い傾向にあることから、これらの人々を交通事故から守るため、交通安全協会、交通安全女性、幼児交通安全クラブ等の協力を得て、市民の交通安全意識の高揚に努めている。

イ 交通安全活動

(ア) 交通指導員

幼児の交通事故防止を図るため昭和49年10月から幼稚園、保育園（所）等を対象に、DVDや模擬信号機等を用いた実地指導を行っている。また、高齢者等が交通事故に遭わないよう、寸劇を通して交通ルール、交通マナーを分かり易く指導する出前講座を随時実施している。

(イ) 幼児交通安全クラブ

幼児を交通事故から守るため、各幼稚園、保育園（所）に幼児交通安全クラブ（愛称：ぞうさんクラブ）が結成されている。幼児と保護者が一緒に交通ルールを理解し、安全に行動できるよう啓発教育をしている。現在87クラブが活動している。

(ウ) 交通安全女性

地域社会における交通事故防止の一環として、「愛のひと声」運動を推進するため、昭和43年7月1日に発足した。令和3年4月1日現在、514人が、地域に根ざした交通安全活動を行っている。

交通事故防止のため、日常生活の中で高齢者、子ども等への「愛のひと声」の呼びかけ活動や街頭啓発、高齢者世帯訪問等の活動を行っている。

(エ) 安全教育事業

小・中・高校生を対象に交通安全の作品募集を行い、作品づくりに取り組むことによって子どもたちの安全意識の高揚を図るとともに、優秀作品を市民啓発に活用している。

(3) 犯罪被害者等支援

ア 概 要

平成16年に制定された「犯罪被害者等基本法」に基づき、犯罪被害者の方々が、平穏な生活を営

むことができる地域社会の実現を目指して、令和2年1月に「岐阜市犯罪被害者等支援条例」を制定し、総合相談窓口の設置や犯罪被害者等へのさまざまな支援策を総合的に推進している。

イ 支援事業等

(ア) 総合相談窓口

犯罪被害者の方やご遺族の方のためのワンストップ相談窓口を設置し、必要な手続きや相談は、各課まで出向かなくても行えるよう配慮している。

また、必要に応じて外部の関係支援機関等の案内も実施している。

(イ) 犯罪被害者等支援金

犯罪被害者の方やそのご遺族の方に一時的な費用を援助するため、遺族支援金として30万円、重傷病支援金として10万円を支給する。

(4) 客引き行為等対策

市民や観光客の方が、公共の場所を安全かつ快適に通行し、また安心して利用できる街を目指して、令和3年4月1日に「岐阜市客引き行為等の禁止等に関する条例」を一部施行した。10月1日からは条例が全面施行となり、市が指定する客引き行為等禁止区域内の公共の場所における、すべての業種の客引き行為等が禁止となるため、禁止行為を行った者に対して指導等を実施していく。

また、客引き行為等の禁止等に関する施策の推進にあたっては、警察・地域団体等と連携を図りながら、安心・安全で快適なまちづくりに向けて取り組んでいる。

4 消費生活

(1) 概要

消費者に関する情報の収集及び提供を行い、市民の消費生活の安定及び向上を図るため消費生活センターを設置している。

名称	岐阜市消費生活センター
所在地	岐阜市司町40番地1
設置日	昭和63年12月1日 (令和3年5月6日移転)
相談時間	月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分 土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み

(2) 事業内容

ア 消費生活相談

専門の嘱託員6人を配置し、消費生活に関する相談を受け付け、その解決のために必要な助言を行う。

(相談件数の推移)

平成30年度	3,757件
令和元年度	3,483件
令和2年度	3,520件

イ 消費者啓発・指導

消費生活に必要な知識を学び、自らが主体的・合理的に行動できる「かしこい消費者」になることができるよう、消費者講演会、生活知識講座、消費生活展等の開催をはじめ、啓発冊子やパンフレットの配付、ラジオ放送等を活用した啓発を行っている。

また、悪質トラブルの未然防止のため、寸劇・手品・落語・腹話術・紙芝居を取り入れた「出前講座」を実施している。

ウ 消費生活モニター

市民の中から約20名を募集し、毎月、消費生活に関するモニタリング調査を行うことにより、悪質販売などの実態把握をするとともに、地域における啓発活動のリーダーを育成することを目的として、昭和45年度から『岐阜市消費生活モニター』制度を設けている。

エ 消費者団体の育成

消費生活に関するリーダーを育成するため、市内の消費者団体を支援している。

オ 消費者教育

自ら考え、自ら行動する自立した消費者（かしこい消費者）の育成と、社会の発展に積極的に関与できる消費者（消費者市民社会の一員）の育成をめざし、多様な主体の連携による消費者教育を総合かつ一体的に推進するための基本方針と計画実現のため、平成27年度に、「岐阜市消費者教育推進計画」を策定し、現在第2次計画を推進中である。

5 計 量

(1) 概要

本市（の計量）は、昭和32年5月に計量法第10条第2項に基づき指定された特定市であり、適正な計量を確保し、消費者保護の立場から市民に密着した諸事業を実施している。

(2) 事業内容

ア 定期検査

適正な計量を確保するため、取引、証明に使用するはかりについて、定期検査を行っている。

実施方法は、集合検査、所在場所検査で行い、岐阜市内を2分割して、2年に1回実施している。

イ 立入検査

商取引における適正計量を一層推し進め、消費者保護を図るため、商品量目及び計量器の立入検査を行っている。

ウ 指定・届出受理・指導

平成18年度より県からの権限委譲により、適

正計量管理事業所の指定及び、特定計量器の販売事業者の届出受理を行っている。

また、適正な計量管理等の指導をあわせて行っている。

エ 啓発・普及

一般家庭で使用されている体温計、ヘルスマーター、ベビースケール及びキッチンスケール等の無料精度確認や、計量記念日にあわせて街頭啓発活動、消費生活モニターによる商品量目試買検査等の実施を通して市民の計量意識の啓発・普及を図っている。

(3) 検査実績

ア 定期検査

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
検査戸数	396	637	417	608
検査器数	1,942	2,122	1,861	1,997

イ 計量器立入検査

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
検査戸数	2	4	4	4
検査器数	3	36	12	17

・高額療養費

70歳未満（A）

世帯の所得要件	1か月の自己負担限度額
基礎控除後の総所得が901万円を超える（ア）	252,600円＋（医療費－842,000円）×1%（多数該当：140,100円）
基礎控除後の総所得が600万円超～901万円以下（イ）	167,400円＋（医療費－558,000円）×1%（多数該当：93,000円）
基礎控除後の総所得が210万円超～600万円以下（ウ）	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%（多数該当：44,400円）
基礎控除後の総所得が210万円以下（エ）	57,600円（多数該当：44,400円）
住民税非課税（オ）	35,400円（多数該当：24,600円）

70歳以上（70～74歳）

区分	1か月の自己負担限度額	
	個人（外来のみ）（B）	世帯（入院を含む）（C）
現役並み所得者	住民税課税所得690万円以上Ⅲ	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1%（多数該当：140,100円）
	住民税課税所得380万円以上Ⅱ	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1%（多数該当：93,000円）
	住民税課税所得145万円以上Ⅰ	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%（多数該当：44,400円）
一般	18,000円（年間上限144,000円）	57,600円（多数該当：44,400円）
住民税非課税Ⅱ	8,000円	24,600円
住民税非課税Ⅰ		15,000円

ウ 量目立入検査

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
検査戸数	10	10	11	5
検査個数	968	955	1,182	457

エ 家庭用計量器無料検査

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受検器数	845	1,291	1,214	1,398

6 国保・年金

(1) 国民健康保険

ア 概要

(ア) 事業開始年月日

昭和34年10月1日

(イ) 保険給付

・法定給付

義務教育就学前	2割
義務教育就学後～69歳	3割
70歳以上	
現役並み所得者	3割
一般	2割

世帯合算自己負担額（①から③の順に算定）

① 70歳以上の外来の自己負担額を個人単位で合算し、(B)により算定

② 70歳以上の自己負担額を合算し、(C)により算定

③ 70歳以上すべての自己負担額と70歳未満の21,000円以上の自己負担額を合算し、(A)により算定

特定疾病自己負担額 10,000円

(人工透析が必要な70歳未満(A)の上位所得者((ア)(イ)該当者)は、20,000円)

- ・入院時食事療養費
自己負担額

住民税課税世帯		460円/食
住民税非課税世帯	90日までの入院	210円/食
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数)	160円/食
住民税非課税世帯のうち所得が一定基準に満たない70歳~74歳の人		100円/食

- ・入院時生活療養費
自己負担額 (療養病床に入院する65歳以上の人)

	1食当たりの食費(円)	1日当たりの居住費(円)
住民税課税世帯	460※	370
住民税非課税世帯	210	370
住民税非課税世帯のうち所得が一定基準に満たない70歳~74歳の人	130	370

※保険医療機関の施設基準等により、420円となる場合もあります。

- ・その他

出産育児一時金 404,000円

(産科医療補償制度に加入する医療機関での出産の場合は420,000円)

葬祭費 50,000円

(ウ) 特定健康診査・特定保健指導

高齢者の医療の確保に関する法律により、平成20年4月から、各医療保険者に対し、40歳から74歳の加入者を対象とする、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための健康診査(特定健康診査)及び保健指導(特定保健指導)の実施が義務づけられた。

・特定健康診査 (令和3年4月1日現在)

実施時期	令和2年7月~10月
実施機関	委託医療機関235機関
実施形態	個別健診
対象者数(人)	59,677
受診者数(人)	23,176
受診率(%)	38.8

・特定保健指導 (令和3年4月1日現在)

実施時期	令和2年9月~翌年3月	
実施機関	健康部(中・北・南市民健康センター)、国保・年金課	
実施形態	集団支援・個別支援	
対象者数(人)	動機づけ支援	2,108
	積極的支援	637
	合計	2,745
利用者数(人)	動機づけ支援	381
	積極的支援	56
	合計	437
利用率(%)	15.9	

イ 被保険者数及び世帯数

(令和3年3月31日現在)

総人口	被保険者数	加入割合(%)
406,407	84,316	20.74
総世帯数	国保世帯数	加入割合(%)
183,288	54,357	29.65

ウ 保険料賦課割合及び料率

区分	年度	賦課割合(%)			料率		
		所得割	均等割	平等割	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
医療給付費分	令和2	50	30	20	8.98	26,760	29,520
	令和3	50	30	20	8.77	27,000	29,400
後期高齢者支援金分	令和2	50	30	20	2.82	8,400	9,120
	令和3	50	30	20	2.74	8,400	9,120
介護納付金分	令和2	50	30	20	1.71	7,920	6,120
	令和3	50	30	20	1.71	7,800	6,120

エ 保険料賦課状況 (遡及賦課分除く)

(令和2年度実績、3年度予算)

区分	年度	1世帯当たり調定額(円)			被保険者一人当たり調定額(円)	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	平均	世帯数
		最高	最低	平均						
医療給付費分	令和2	630,000	56,280	121,061	78,046	6,580,495,562	6,032,303,339	91.67		54,357 84,316
	令和3	630,000	56,400	126,208	77,341	6,577,078,000	5,995,686,000	91.16		52,113 85,040
後期高齢者支援金分	令和2	190,000	17,520	37,718	24,316	2,050,224,263	1,875,384,540	91.47		54,357 84,316
	令和3	190,000	17,520	36,781	22,540	1,916,769,000	1,749,610,000	91.28		52,113 85,040
介護納付金分	令和2	170,000	14,040	26,385	22,331	618,611,688	554,199,091	89.59		23,446 27,702
	令和3	170,000	13,920	29,668	25,212	674,237,000	615,224,000	91.25		22,726 26,336

オ 保険給付 (指定公費を除く)

(令和2年度実績、3年度予算)

区分	年度	件数	費用額(円)	保険者負担額(円)	1件当たり費用額(円)	被保険者数	被保険者1人当たり費用額(円)	被保険者1人当たり受診件数
療養諸費	令和2	1,702,400	33,506,576,975	24,596,593,771	19,682	84,316	397,393	20.19
	令和3	1,557,540	35,450,170,000	26,274,550,000	22,760	85,040	416,865	18.32

(令和2年度実績、3年度予算)

区分	年度	件数	支給額(円)	1件当たり支給額(円)	被保険者数	被保険者1人当たり給付額(円)
高額療養費	令和2	66,465	3,641,066,087	54,782	84,316	43,184
	令和3	69,661	3,916,830,000	56,227	85,040	46,059
出産育児一時金	令和2	215	92,350,208	429,536	84,316	1,095
	令和3	291	122,220,000	420,000	85,040	1,437
葬祭費	令和2	547	27,350,000	50,000	84,316	324
	令和3	680	34,000,000	50,000	85,040	400
移送費	令和2	0	0	-	84,316	0
	令和3	3	90,000	30,000	85,040	1

カ 納付状況

(令和3年3月31日現在)

区 分	世 帯 数	割 合 (%)
特 別 徴 収	4, 3 2 7	7. 9 6 %
口 座 振 替	2 8, 5 5 4	5 2. 5 3 %
個 人 納 付	2 1, 4 7 6	3 9. 5 1 %
合 計	5 4, 3 5 7	1 0 0. 0 0 %

キ 財政状況

区 分	歳 入 (円)	歳 出 (円)	一般会計繰入金 (円)
令 和 2 年 度 決 算 額	42,906,211,452	41,027,386,192	3,675,258,132
令 和 3 年 度 予 算 額	43,067,200,000	43,067,200,000	3,628,416,000

(2) 国民年金

被保険者状況

(令和3年3月31日現在)

第 1 号		第 3 号	被保険者 総 数	付加年金 加 入	免 除	不在者
強 制	任 意					
48,276	692	27,611	76,579	2,364	21,328	479

7 墓地、斎苑

(1) 墓 地

現在、市内には5か所の市営墓地がある。
市営墓地の貸付は、返還地、未利用地等を確認、
整備し再貸付を行っている。

市 営 墓 地 一 覧

名 称	開設年月日	敷地面積(m ²)
岐阜市上加納山墓地	大正3年9月11日	100,063
岐阜市大洞墓地	昭和38年7月10日	230,965
岐阜市加納穴釜墓地	明治45年	14,681
岐阜市柳津北宮浦墓地	昭和45年12月25日	2,093
岐阜市柳津宮東墓地	平成4年4月1日	739

(2) 斎 苑

名 称 岐阜市斎苑
所 在 地 上加納山4717番地4
完成年月 平成4年12月
施 設
構造規模 鉄筋コンクリート造2階建一部平
屋建
敷地面積 15,200m²

建 物 面 積 (単位：m²)

種 別	1 階	2 階	合 計	
本 棟	火 葬 棟	1,739.780	650.978	2,390.758
	待 合 棟	954.010	389.004	1,343.014
	斎 場 棟	339.542	—	339.542
	小 計	3,033.332	1,039.982	4,073.314
付 属 棟	倉 庫 棟	70.200	—	70.200
	WC・ガバナー棟	63.585	—	63.585
	W C 棟	33.750	—	33.750
	待 合 棟	199.300	214.170	413.470
小 計	366.835	214.170	581.005	
合 計	3,400.167	1,254.152	4,654.319	

施設内容

火 葬 棟
告別室(4室)、収骨室(3室)、炉前ホール(4室)、霊安室(4基)、中央監視室、エントランスホール、倉庫、残灰庫、作業室、作業員室、便所、浴室等

待 合 棟
待合室(和3室、洋2室)、遺族控室(2室)、僧侶等控室(2室)、待合ロビー、事務室、湯沸室、配膳室、喫茶コーナー、自販機コーナー、便所、倉庫、エレベーター、式場2(60人収容：40人座席)等

斎 場 棟
告別式場1室
・200人収容(160人座席)

待合所

待合室（洋2室）

待合ロビー等

駐 車 場

乗用車139台、バス5台（約4,800㎡）

調 整 池

面 積 約900㎡

容 量 1,108t

火 葬 炉

基 数 人体炉15基、汚物炉1基、
動物炉2基

炉 形 式

人体炉 再燃焼炉付台車式寝棺炉
（前室付、前入前出方式）

動物炉 再燃焼炉付ロストル式

汚物炉 再燃焼炉付固定床式

運転方式 中央集中管理方式

使用燃料 都市ガス

火葬時間 70分（冷却含む）

火葬件数及び式場等の使用状況

人体

年 度	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2
市 内（件）	4,209	4,398	4,448	4,459	4,323
市 外（件）	576	628	618	629	587
人体小計(件)	4,785	5,026	5,066	5,088	4,910
死胎児(件)	79	68	78	67	44
改葬骨(件)	0	0	3	0	0
身体の一部(件)	22	41	32	222	38
人体合計(件)	4,886	5,135	5,179	5,377	4,992
稼働日数(日)	304	303	303	305	302
火葬件数/日	16.1	16.9	17.1	17.6	16.5

獣畜・産じょく汚物

年 度		平成28	平成29	平成30	令和1	令和2
獣 畜	市内(頭)	7,094	7,049	6,453	5,896	5,923
	市外(頭)	10	12	9	5	9
	合計(頭)	7,104	7,061	6,462	5,901	5,932
産じょく 汚 物	件	111	101	101	104	15
	kg	3,885	4,610	4,271	3,984	81

式場等

年 度	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2
式場1(件)	109	90	97	81	57
式場2(件)	194	201	183	163	152
待合室1~7(件)	455	418	444	375	241
式場貸出日数	299	298	298	301	297
霊安室(延べ日数)	1,145	1,395	1,212	1,369	1,497

